

# 令和3年第12回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 令和3年11月16日(火) 午後2時40分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室

出席委員

教育長 渡邊哲郎

教育長職務代理者 中澤香代

委員 大嶽和好

委員 加藤智章

委員 木下貴子

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表  
あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	高橋光弘	
出	教育次長	林 伸彦	
出	教育指導監	丸山 近	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	河地孝彦	
出	教育研究所長	久野智治	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	教育推進課主幹	矢野隆彦	
出	食育推進課長兼食育センター場長 兼養正小学校近接校対応調理場長兼 昭和小学校近接校対応調理場長	水野浩則	
出	課長(放課後児童健全育成調整担当)	勝見祐子	
出	文化スポーツ課長	大竹康文	

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者：教育総務課 課長代理 長谷部 茂  
教育推進課 課長代理 山田直子  
教育相談室 総括主査 後藤正樹  
文化スポーツ課 主任 岡田嵩英

会議の傍聴人：なし

会議を早退した者：なし

会議の公開、非公開：一部非公開

付議番号	案 件 名	所管課	結果
議第 35 号	学校運営協議会委員を任命するについて	教育推進課	原案可決
報第 25 号	多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて	文化スポーツ課	原案承認
報第 26 号	基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてのうち教育に関する事務に係る部分について	教育推進課 文化財保護センター	原案承認
報第 27 号	令和 3 年度多治見市一般会計補正予算（第 6 号）のうち教育に関する事務に係る部分について	教育総務課	原案承認
報第 28 号	令和 3 年度多治見市一般会計補正予算（第 7 号）のうち教育に関する事務に係る部分について	教育総務課 教育推進課	原案承認

**開 会**

午後 2 時 40 分 渡邊教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

**議 事**

- 渡邊教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 本日の会議については、議第 35 号 学校運営協議会委員を任命するについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の「人事・その他の事件」に該当するため、多治見市教育委員会会議規則第 10 条の規定により非公開と決定することについて、審議願う。
- 渡邊教育長 事務局の説明のとおり、議第 35 号 学校運営協議会委員を任命するについては、非公開と決定することについて、異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 渡邊教育長 異議がないので、議第 35 号 学校運営協議会委員を任命するについては、非公開と決定する。

**議第 35 号 非公開**

**報第 25 号 公開**

- 渡邊教育長 多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
- 大竹文化スポーツ課長 (報第 25 号 多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて、資料により説明。)
- 渡邊教育長 何か質問はないか。
- 中澤委員 改正後の条例では、「何日前から予約できる」という規定がないので、利用者が混乱しないか。
- 大竹文化スポーツ課長 「5 日前から予約できる」という規定を、条例ではなく、規則に明示する。
- 中澤委員 コロナ禍の中で急にキャンセルする場合もあるが、その場合の還付等はどうなるのか。
- 大竹文化スポーツ課長 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定で「使用者の責めに帰さない理由により使用することができないとき」は、還付できるので、柔軟に対応できる。
- 渡邊教育長 その規則は教育委員会規則か。
- 大竹文化スポーツ課長 教育委員会規則であるが、文化スポーツ課で原案を作成し、教育委員会で起案する。
- 渡邊教育長 他に質問はないか。
- 各委員 なし。
- 渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として報第 25 号を原案どおり承認してよいか。
- 各委員 異議なし。
- 渡邊教育長 では、報第 25 号 多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて、原案どおり承認することとする。

### **報第 26 号 公開**

渡邊教育長 基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてのうち教育に関する事務に係る部分について、事務局に説明を求める。

林教育次長 (報第 26 号 基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてのうち教育に関する事務に係る部分について、資料により説明。)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として報第 26 号を原案どおり承認してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、報第 26 号 基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてのうち教育に関する事務に係る部分について、原案どおり承認することとする。

### **報第 27 号 公開**

渡邊教育長 令和 3 年度多治見市一般会計補正予算 (第 6 号) のうち教育に関する事務に係る部分について、事務局に説明を求める。

(報第 27 号 令和 3 年度多治見市一般会計補正予算 (第 6 号) のうち教育に関する事務に係る部分について、資料により説明。)

渡邊教育長 何か質問はないか。

加藤委員 空調機整備工事は、いつ頃完成予定か。

河地教育総務課長 令和 4 年 3 月末に工事完了予定である。  
兼文化財保護センター所長

渡邊教育長 他に質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として報第 27 号を原案どおり承認してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、報第 27 号 令和 3 年度多治見市一般会計補正予算 (第 6 号) のうち教育に関する事務に係る部分について、原案どおり承認することとする。

### **報第 28 号 公開**

渡邊教育長 令和 3 年度多治見市一般会計補正予算 (第 7 号) のうち教育に関する事務に係る部分について、事務局に説明を求める。

河地教育総務課長 (報第 28 号 令和 3 年度多治見市一般会計補正予算 (第 7 号) のうち教育に関する事務に係る部分について、資料により説明。)  
兼文化財保護センター所長

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として報第 28 号を原案どおり承認してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、報第 28 号 令和 3 年度多治見市一般会計補正予算（第 7 号）のうち教育に関する事務に係る部分について、原案どおり承認することとする。

渡邊教育長 それでは、教育委員会会議の令和 4 年 3 月臨時会及び定例会の開催日程について調整する。

渡邊教育長 臨時会は令和 4 年 3 月 1 日（火）、定例会は令和 4 年 3 月 22 日（火）とする。

渡邊教育長 これにて令和 3 年第 12 回教育委員会会議を閉会とする。

**閉 会** 午後 3 時 5 分

令和 3 年第 12 回多治見市教育委員会会議の顛末をここに記し、会議録を作成した。

令和 3 年 11 月 16 日

多治見市教育委員会事務局 教育総務課